賃金控除に関する協定書

社会福祉法人　　　 理事長　　　　　と職員代表　　　　　は、

労働基準法第24条第１項ただし書きに基づき下記のとおり協定する。

記

１　社会福祉法人　　　 理事長　　　　　は、毎月の賃金支払いの際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。

　　　①

　　　②

　　　③

２　この協定書は、令和　　年　　月　　日から有効とする。

３　この協定書は、いずれかの者が　　日前に文書による通知を

しない限り、効力を有するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　職　　　　名

　　　　　　　　　　　　　氏　　　　名　　　　　　　　　　　　印